

「保育士登録」のお知らせ

児童福祉法の改正により、保育士資格が法定化（国家資格化）され、保育士は都道府県の「保育士登録簿」に登録をしなければ保育士の名称を使用することができなくなりました。

今後保育士の資格を取得する方はもとより、既に資格をお持ちの方についても、改めてこの登録をしなければ「保育士」を名乗ることができなくなり、児童福祉施設最低基準上も保育士とは認められなくなります。

現在保育士として業務を行なっていない方については、必ずしも直ちに登録を行なう必要はありませんが、登録しない限り保育士を名乗ることはできませんので、今後保育士の業務につく場合には、予め登録する必要があります。申請から保育士証の交付まで、通常概ね2ヵ月かかります。

既に保育士（保母）資格証明書を
お持ちの方については、法律の施行（平成15年11月29日）から3年間に限り、未登録のまま保育士を名乗っても罰則の適用はありません。



登録方法

1 登録先

- 指定保育士養成施設卒業者 ▶ 申請時における住所地の都道府県知事
- 保育士試験合格者 ▶ 保育士資格証明書を交付した都道府県知事

2 申請方法

- ①保育士登録に関する事務は、社会福祉法人日本保育協会に設置された「登録事務処理センター」が窓口になります。
（都道府県から委託を受けて保育士登録事務を行なうために全国1ヵ所に設けられた機関です。）
- ②申請に際しては、まず登録事務処理センターから「保育士登録の手引き」（申請書、登録に関する説明書、手数料振込用紙及び郵送用封筒等がセットになったもの）を入手して下さい。
- ③申請書の提出も「登録事務処理センター」宛となり、登録手数料として4,200円が必要となります。

3 問い合わせ先

都道府県知事委託登録機関 登録事務処理センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-1-8 青山ダイヤモンドビル

- ・登録案内専用電話 ☎ 0120-041943（土日祝日を除く、月曜日～金曜日の10時から18時まで）
- ・音声案内及びFAX 03-5485-3133（終日）
- ・「登録の手引き」の入手方法等、保育士登録に関する日本保育協会のホームページ（<http://www.hoikushi.jp/>）をご覧ください。